

別紙

諮問第1003号、第1004号

答 申

1 審査会の結論

別表2-1に掲げる本件非開示決定は、妥当である。

別表2-2に掲げる本件一部開示決定について、非開示とした部分のうち、別表3に掲げる部分については開示すべきであるが、その余の部分については非開示が妥当である。

2 審査請求の内容

本件各審査請求の趣旨は、個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年東京都条例第130号）附則3条3項の規定によりなお従前の例によるものとされる同条例附則2条1号の規定による廃止前の東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号。以下単に「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った別表1に掲げる本件開示請求に対し、東京都知事が本件開示請求に係る対象保有個人情報として別表2-1及び別表2-2に掲げる本件対象保有個人情報1から31までを特定した上で、令和4年7月8日付けで行った本件非開示決定及び本件一部開示決定について、その取消しを求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

本件非開示決定及び本件一部開示決定において非開示とした部分は、条例16条2号、4号又は6号に該当するものである。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

本件各審査請求については、令和5年1月30日に審査会へ諮問された。

審査会は、令和6年1月16日に実施機関から理由説明書を、同年3月4日に審査請求人から意見書を收受し、同年2月16日（第240回第二部会）から同年5月29日（第2

42回第二部会)まで、3回の審議を行った。

(2) 審査会の判断

審査会は、本件各審査請求に係る対象保有個人情報、審査請求人の審査請求書、反論書及び意見書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 審議の併合について

諮問第1003号及び第1004号については、審査請求人が同一であること及び審査請求の趣旨が関連するものであることから、審査会は、これらを併合して審議することとした。

イ 本件対象保有個人情報について

実施機関は、本件各審査請求に係る対象保有個人情報として、別表2-1及び別表2-2に掲げる31件の本件対象保有個人情報を特定し、本件非開示決定及び本件一部開示決定を行っており、非開示とした部分及び非開示理由は、同表に記載のとおりである。

審査会は、当該非開示とした部分について、共通する部分があることから、同表のとおり本件非開示情報IからIVまでに分類し、それぞれの非開示妥当性について審議する。

ウ 本件非開示情報について

本件対象保有個人情報で非開示とした部分は、担当職員の見解、相談援助方針の詳細、実施機関内部での連絡調整の内容、実施機関と関係者又は関係機関（以下「関係者等」という。）とのやり取り、通報に関する情報及び一時保護の場所に関する情報、審査請求人以外の個人に関する情報及び印影である。

エ 本件非開示情報IからIVまでの非開示妥当性について

(ア) 本件非開示情報Iについて

- a 本件非開示情報Iは、本件対象保有個人情報1から3、5から27まで及び2

9に記載された情報である。

本件対象保有個人情報1のうち、児童通告書については通告者が通告内容を児童相談所に対して通知するものであり、送致・通告児童措置結果通知書については通告に対する児童相談所の措置結果を通知するものである。

本件対象保有個人情報2は、心理検査の実施に係る資料及びその結果をまとめたものである。

本件対象保有個人情報3は、児童の援助を行う過程で、当該児童の発言内容等が、任意様式により記載されたものである。

本件対象保有個人情報5から17までは、相談を受理した児童ごとに作成し、一貫性のある援助を実現するため、各種の調査や診断の結果、援助指針等を記録するものである。

本件対象保有個人情報18は、児童福祉法施行細則（昭和41年東京都規則第169号。以下「細則」という。）12条2項で、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）27条1項2号の規定により指導を行う者は、指導している児童又はその保護者について、常にその指導経過を記録しておかなければならない旨定められていることから、それに基づき作成しているものであり、細則に定められるもののほか、児童相談所の児童福祉司や児童心理司等が行う法に定める業務について、児童又は保護者に対する指導・所見等や関係者等との連絡調整の内容について、時系列で記録される公文書である。

本件対象保有個人情報19及び20は、児童の一時保護や援助方針等を決定する際に使用する帳票である。

本件対象保有個人情報21は、児童相談所が虐待通告を受けた際に記入する受付票であり、被虐待児やその保護者の状況、虐待の状況等について記録するものである。

本件対象保有個人情報22は、身柄通告を受けた際に記入する受付票であり、身柄通告となった児童や保護者及びその当時の状況等について記録するものである。

本件対象保有個人情報23は、一時保護となる児童の状況について記録するものである。

本件対象保有個人情報24は、児童相談所で行われる会議の記録である。

本件対象保有個人情報25及び26は、児童相談所で行われる指導の援助方針等を決定する会議の資料である。

本件対象保有個人情報27は、児童の入所措置について、入所施設へ知らせるものである。

本件対象保有個人情報29は、児童及び保護者等にケア・サポートが必要な場合に実施者に対して依頼するために児童及び保護者の状況等を記載するものである。

- b 審査会が見分したところ、本件非開示情報 I として非開示とされている部分には、対象である児童又はその保護者等に関する実施機関の担当職員の見解、児童相談所としての相談援助方針の詳細、内部での連絡調整内容、児童相談所と関係者等とのやり取り並びに一時保護の場所に関する情報が記載されていることが確認された。

上記の情報が開示されると、実施機関において、今後の事案検討や記録作成に際し、検討内容が開示された場合の本人の感情や反応等を懸念して、率直な意見を述べることに消極的になるなど、忌憚のない意見交換が行われなくなったり、記載内容を簡略化する事態や関係者等による児童相談所への情報提供が消極的になるなどの事態が生じたりすることが想定される。

また、児童相談所と関係者等とのやり取りに関する情報は、秘匿を前提に行ったものであり、仮にこれらの情報が開示された場合、審査請求人から関係者等に対し、当該開示内容を基に、苦情、批判等がなされることが懸念され、その結果、実施機関と関係者等との信頼関係が損なわれ、事実確認に当たり協力を得られなくなることも想定され、今後の事業執行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、本件非開示情報 I については、条例16条 6号に該当し、非開示が妥当である。

なお、実施機関は、本件非開示情報 I の一部は条例16条 2号にも該当するとしているが、本件非開示情報 I は同条 6号に該当すると認められるので、同条 2号該当性については判断するまでもない。

(イ) 本件非開示情報Ⅱについて

- a 本件非開示情報Ⅱは、本件対象保有個人情報4、30及び31に記載された情報である。

本件対象保有個人情報4及び31は、審査請求人の父親が児童相談所職員に提出した文書である。

本件対象保有個人情報30は、施設入所に係る費用を決定するための基本情報を記載するものである。

- b 審査会が見分したところ、本件非開示情報Ⅱとして非開示とされている部分には、審査請求人以外の人物の状況が記載されていることが確認された。

これらの情報は、審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であることから、条例16条2号本文に該当し、また、その内容及び性質から同号ただし書のいずれにも該当しない。

したがって、本件非開示情報Ⅱについては、条例16条2号に該当し、非開示が妥当である。

(ウ) 本件非開示情報Ⅲについて

- a 本件非開示情報Ⅲは、本件対象保有個人情報6、19、20、25及び26に記載された情報である。

本件対象保有個人情報6、19、20、25及び26は、前記(ア)aに記載の本件対象保有個人情報5から17まで、19及び20、25及び26と同様である。

- b 審査会が見分したところ、本件非開示情報Ⅲとして非開示とされている部分には、審査請求人の入所先の施設種別及び施設名、措置・措置解除・一時保護入退所等の実施日が記載されていることが確認された。

実施機関の説明によると、これらの内容は、単なる事実の記載ではなく、実施機関が行った評価、判断であり、当該情報を開示した場合、開示請求者との間に誤解や認識の相違が生じるなど、今後の相談援助活動に支障を及ぼすおそれがあるため、条例16条6号に該当するとのことである。

この点について検討すると、児童養護施設の施設名や措置・措置解除・一

時保護入退所等の実施日は、本件開示請求において、既に開示されており、また、同施設の種別についてもホームページ等により公にされていることが確認された。

そうすると、本件非開示情報Ⅲを非開示としていることに不自然さを禁じ得ず、実施機関の一連の説明、主張は、相当とはいえない。

したがって、別表3に掲げる本件非開示情報Ⅲについては、条例16条6号に該当せず、開示すべきである。

(エ) 本件非開示情報Ⅳについて

a 本件非開示情報Ⅳは、本件対象保有個人情報28に記載された情報である。

本件対象保有個人情報28は、入所施設等が入所者の受診券を返還するときその内容を記載するものである。

b 審査会が見分したところ、本件非開示情報Ⅳとして非開示とされている部分は、審査請求人の入所先である児童養護施設の園長の印影であることが確認された。

これらの情報は、開示することにより、偽造等の犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報であると認められる。

したがって、本件非開示情報Ⅳについては、条例16条4号に該当し、非開示が妥当である。

なお、審査請求人は、審査請求書等においてその他種々の主張をしているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

吉戒 修一、荒木 理江、友岡 史仁、府川 繭子

別表1 本件開示請求

本件開示請求	決定	諮問番号
私の子 ○○について、警察から通告があった時から○月○日までに、○○児童相談所が作成しあるいは保有するに至った文書すべて。(児童票、指導経過記録票、心理検査用紙、会議資料、通知書、通告書等)	本件非開示決定	第1003号
	本件一部開示決定	第1004号

別表2-1 本件非開示決定

	本件対象保有個人情報	非開示理由 (条例16条)	本件非開示 情報
1	児童通告書、送致・通告児童措置結果通知書	6号	I
2	心理検査関係資料	6号	I
3	様式によらない聴き取りメモ	6号	I
4	離婚調停に係る調書	2号	II

別表2-2 本件一部開示決定

	本件対象保有個人情報	非開示とした部分	非開示理由 (条例16条)	本件非開示 情報
受付番号：○○				
5	児童票(1)	【連絡先】の一部、【備考】 【年月日】	2号 6号	I

6	児童票（２）（その１）	【受付年月日】【相談経路】【相談内容】【児童及び保護者等の状況】【児童相談所の意見】	6号	I	
		【援助・措置】		施設種別 施設名等 その余の部分	III
					I
7	児童票（２）（その２）	【児童及び保護者等の状況２】	6号	I	
8	児童票（４）	【指針選択の理由】【短期的課題と援助方法】【中長期的課題と援助方法】	6号	I	
9	児童票（５）	【所見要旨】【所見詳細】【開始】	6号	I	
10	児童票（６）	【所見要旨】【所見詳細】【診断日】	6号	I	
11	児童票（７）一時保護	【一時保護歴】の一部、 【一時保護理由】 【身柄通告】【保護所援助方針】【所見要旨】【所見詳細】	6号	I	
12	児童票（７）一時保護行動観察票	【入退所時の状況】【日課と生活】【性格及び対人関係】【児童の意見】【その他特記事項】	6号	I	
13	児童票（７）一時保護健康記録票	【一時保護所】	6号	I	
受付番号：〇〇					
14	児童票（１）	【連絡先】の一部、【備考】	2号	I	
		【年月日】	6号		
15	児童票（２）（その１）	【受付年月日】【相談経路】【相談内容】【児童	6号	I	

		及び保護者等の状況】 【児童相談所の意見】、 【援助・措置】の一部			
16	児童票（2）（その2）	【児童及び保護者等の 状況2】	6号	I	
17	児童票（4）	【指針選択理由】	6号	I	
受付番号：〇〇					
18	指導経過記録票	【面接調査日時】【担当 者】【面接調査区分】【面 接調査人数】【相談主 訴】、【要旨】の一部、 【詳細】	2号 6号	I	
受付番号：〇〇					
19	児童援助決定書	【受付年月日】【主訴】 【相談内容】【緊急受理 会議】【受理会議日】【対 応】【起案】【決定】【保 護】【経過】【援助方針】 【会議日（援助方針・一 時保護入退所）】	6号	I	
		【実施日（措置・措置解 除・一時保護入退所 等）】		III	
		【施設 名、里親 名等】		「〇〇児措 第〇号」 「〇〇児経 第〇号」 その余の部 分	I
		【備考欄】			
受付番号：〇〇					
20	児童援助決定書	【受付年月日】【主訴】 【相談内容】【緊急受理 会議】【受理会議日】【対 応】【起案】【決定】【保	6号	I	

		護】【経過】【援助方針】 【会議日(援助方針・一時保護入退所)】		
		【実施日(措置・措置解除・一時保護入退所等)】		Ⅲ
		【備考欄】		I
21	児童虐待通告・相談受付票	【受付日】【通告から48時間後】、【保護者の家族状況等】の一部、 【虐待の状況】 【備考】の一部、【通告者】	6号 2号	I
		【一時保護予定日時】 【相談・保護理由】 その他様式の一部、様式の一部	6号	I
22	身柄通告受付連絡票①(1)	【入所の同意確認】【特記事項】【一時保護所】 【一時保護所連絡】【入所時刻】【担当児相連絡】、その他様式の一部	6号	I
23	一時保護(委託)連絡票	【一時保護予定日時】 【相談・保護理由】 、その他様式の一部	6号	I
24	会議録	【開催日時】【出席者】 【会議・協議内容】【会議・協議結果】、その他様式の一部	6号	I
受付番号：〇〇				
25	第〇回援助方針会議資料	【会議日】【相談内容】 【行動診断】【心理診断】 【医学診断】【社会診断】 【援助指針】	6号	I
		【措置日】【施設名】		Ⅲ

		【議事録】		I
受付番号：〇〇				
26	第〇回援助方針会議資料	【会議日】【相談内容】 【行動診断】【心理診断】 【医学診断】【社会診断】 【援助指針】	6号	I
		【措置日】		III
		【議事録】		I
27	措置通知書	【措置の理由】	6号	I
28	受診券返還届	【印影】	4号	IV
29	ケア・サポート依頼書	【日付】【ケア・サポートを要する理由】	6号	I
30	費用徴収調書	添付書類の一部	2号	II
31	給与所得の源泉徴収票	金額等様式の一部	2号	II

別表3 本件非開示情報のうち開示すべき部分

	本件対象保有個人情報	開示すべき部分	本件非開示情報
6	児童票（2）（その1）	【援助・措置】のうち「施設種別施設名等」	III
19	児童援助決定書	・〇〇児保第〇号の【実施日（措置・措置解除・一時保護入退所等）】 ・〇〇児措第〇号の【実施日（措置・措置解除・一時保護入退所等）】及び【施設名、里親名等】 ・〇〇児経第〇号の【施設名、里親名等】	
20	児童援助決定書	・〇〇児措第〇号の【実施日（措置・措置解除・一時保護入退所等）】	
25	第〇回援助方針会議資料	【措置日】及び【施設名】	
26	第〇回援助方針会議資料	【措置日】	